

# 気を付けましょう

## 消費者トラブル

こんな時どうしますか？

### 事例①

「以前申し込まれた健康食品を配達してもよいか」と電話があった。その後申し込んでいないのに、代金引き換え配達で商品が届いた。



### 対処法

- ・電話には、「申し込んでいません」「要りません」とはっきり断る。
- ・商品が届いたら、受取り拒否をする。

### 事例②

「販売名簿から削除して、販売業者の勧誘を止めます」と話を持ちかけてきた。話に乗ると、高額な手数料を請求されたり、別の商品

を売りつけられたりした。



### 対処法

- ・手続きしても勧誘が止まる保証はない。信用してはいけない。
- ・電話や郵便、来訪での誘いは、はっきり断る。

### 事例③

息子を名乗る者から「電車で会社のお金が入ったカバンを置き忘れた。自宅に取りに行けないので、急いでお金を銀行に振り込んで」と電話が掛かって来たので、お金を振り込んだ。



振り込む前に  
**110番!**

その後、息子に連絡したら、そんな電話はしていないと言われた。

### 対処法

- ・一度冷静になり、振り込む前に、ほかの家族や警察に相談する。
- ・詐欺に掛からないように、在宅中でも留守番電話に設定しておく。

### 一人で悩まないで

消費者トラブルに巻き込まれたり、巻き込まれそうになったりしたら、一人で悩まずに、身近な人に相談しましょう。

桜川市消費生活センターには、毎年約200件の新規相談があります。今年度4月～6月までに、61件の相談がありました。

消費生活センターや警察にも、お気軽に相談してください。

■相談先／桜川市消費生活センター（市役所岩瀬庁舎2階、☎0296-75-6300、平日9時～12時・13時～16時）、桜川警察署（☎0296-55-0110）

## パブリックコメント

# 「桜川市立小中学校適正配置基本計画(案)」への意見を募集します

本計画(案)は、「桜川市立小中学校適正規模等検討委員会」の答申に基づき、桜川市立小中学校の今後10年間の学校適正化の具体化に向けた基本方針を示すものです。

この計画(案)を策定するにあたり、パブリックコメントを実施して皆様からご意見を募集します。

■意見募集期間／8月1日(木)～31日(土)必着

■計画案の公表場所／市ホームページのほか、学校教育課(真壁庁舎)および総合窓口課(岩瀬・大和庁舎)

■意見などを提出できる方／市内に在住・在勤・在学の方。市内に事務所・事業所を有する方など

■提出方法／ハガキ、封書などに「桜川市立小中学校適正配置基本計画(案)」に対する意見」と書き、住所、氏名または名称、連絡先を明記し、送付または持参してください。口頭、電話でのご

意見はお受けできません。

・郵送先／〒300-4495 桜川市真壁町飯塚911

・桜川市学校教育課

・FAX／0296-20-7522

・持参先／学校教育課(真壁庁舎)、総合窓口課(岩瀬・大和庁舎)

・電子メール／市ホームページ「パブリックコメント内専用メールフォーム」から送信してください。

■問合せ／学校教育課(☎0296-55-1119 直通、☎58-5111・75-3111代表)

《パブリックコメントとは》市の基本的な計画や条例などを策定しようとするときに、事前に案を公表し、市民の皆様から意見を伺い、寄せられた意見を考慮して最終案をつくり、その寄せられた意見に対して市の考え方を公表する一連の手続きです。